

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：氷 川 町

令和8年6月26日公表

I 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度分）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	91.0%
全職員	71.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	90.5%
本庁係長相当職	87.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	95.6%
26～30年	108.0%
21～25年	70.6%
16～20年	70.6%
11～15年	84.7%
6～10年	86.7%
1～5年	100.1%

【説明欄】

- ・役職段階別「本庁部局長・次長相当職」に該当する職員なし。
- ・役職段階別「本庁課長相当職」及び勤続年数別「36年以上」に女性職員がいないため「—」で表示。
- ・全職員で比較すると会計年度任用職員の女性が多くを占めており、男女の給与の差異が大きくなっている。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	0. 0 %

【説明欄】

- ・管理的地位にある女性職員は、令和 8 年度においてはいない。
- ・管理的地位にある職員の年齢層に女性職員が少ないことが影響している。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	0. 0 %
本庁課長補佐相当職	2 5. 0 %
本庁係長相当職	3 0. 8 %

【説明欄】

- ・本町において、本庁部局長・次長相当職はない。
- ・職員全体に占める女性職員の割合は 3 3. 9 % で、本庁課長補佐相当職、本庁係長相当職ともに、その割合に比べ若干少ない状況である。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	133.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	— %
女性	— %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	— %	— %
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	— %	— %
2週間以上1月以下	0.0%	0.0%	— %	— %
1月超3月以下	50.0%	50.0%	— %	— %
3月超6月以下	25.0%	0.0%	— %	— %
6月超9月以下	0.0%	0.0%	— %	— %
9月超12月以下	25.0%	50.0%	— %	— %
12月超24月以下	0.0%	0.0%	— %	— %
24月超	0.0%	0.0%	—	—

【説明欄】

- ・常勤職員については、100%の取得率を達成している。
- ・会計年度任用職員については、育児休業取得可能な職員がいなかったため、「—」で表記している。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	11.5時間／月
内部部局等以外	－ 時間／月

【説明欄】

- ・ 選挙関係事務の増加により、令和6年度（5.2時間／月）に比べ多くなった。
- ・ 本町に出先機関はないため、内部部局等以外は「－」で表記している。